

第 年 月 日 号

様

〇〇地方局長 印

サービス付き高齢者向け住宅の登録の申請が
基準に適合しないと認める旨の通知書

下記に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録（同条第2項の登録の更新）の申請は、同法第7条第1項の基準に適合しないことを認めましたので、同条第4項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、松山地方裁判所に対し愛媛県を被告として提起することができます。

記

1. 申請年月日 年 月 日

2. サービス付き高齢者向け住宅の概要

名称

所在地

3. 理由

- ・
- ・

（備考）